

訪問看護・介護予防訪問看護

契約書別紙兼重要事項説明書

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	株式会社R&M
主たる事務所の所在地	〒952-0318 新潟県佐渡市真野新町448番地
代表者(職名・氏名)	代表取締役 若林 理恵
設立年月日	令和6年4月15日
電話番号	0259-58-7422

2. 事業所の概要

ご利用事業所の名称	どんぐり訪問看護ステーション	
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護	
事業所の所在地	〒952-0318 新潟県佐渡市真野新町448番地	
電話番号	0259-58-7422	
指定年月日・事業所番号	令和6年6月1日指定	1562290054
管理者の氏名	服部 倫代	
通常の事業の実施地域	佐渡市 国中圏域(佐和田・金井・新穂・畑野・真野)	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

訪問看護又は介護予防訪問看護は、病状が安定期にある利用者について、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「訪問看護職員」といいます。)が、そのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12 月 30 日から 1 月 3 日）を除きます。
営業時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで（訪問時間は概ね 9 時 30 分より） ただし、利用者の希望に応じて、サービスの提供については、24 時間可能な体制を整えるものとします。

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数	従業者の職種	勤務の形態・人数
看護師	常勤 5 人 非常勤 0 人	理学療法士等	常勤 1 人 非常勤 1 人

7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の管理責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

訪問看護師の氏名	若林 理恵
訪問看護師の氏名	本間 有佑子
訪問看護師の氏名	菊池 まな美
訪問看護師の氏名	金子 純子
理学療法士の氏名	織田 竜太
理学療法士の氏名	服部 鈴
管理責任者の氏名	服部 倫代

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割又は3割）の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 訪問看護の利用料

【基本部分(訪問看護ステーション)】

＜保健師、看護師が行う訪問看護＞

サービスの内容 1 回あたりの所要時間	利用料	
	基本利用料 ※(注1) 参照	利用者負担金※(注2) 参照 (自己負担額 1 割負担の場合)
20 分未満	3,140 円	314 円
30 分未満	4,710 円	471 円
30 分以上 1 時間未満	8,230 円	823 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	11,280 円	1,128 円

＜理学療法士、作業療法士等が行う訪問＞

20 分 1 単位	2,940 円	294 円
40 分 2 単位	5,880 円	588 円

注1: 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

注 2: 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金 (自己負担 1 割)
夜間・早朝、深夜加算	夜間(18 時～22 時)又は早朝(6 時～8 時)にサービス提供する場合	上記基本利用料の 25%	左記額の 1 割
	深夜(22 時～翌朝 6 時)にサービス提供する場合	上記基本利用料の 50%	左記額の 1 割
複数名訪問加算Ⅰ	同時に複数の看護師等が 1 人の利用者に対して 30 分未満の訪問看護を行った場合(1 回につき)	2,540 円	254 円
	同時に複数の看護師等が 1 人の利用者に対して 30 分以上の訪問看護を行った場合(1 回につき)	4,020 円	402 円
複数名訪問加算Ⅱ	看護師等が看護補助者と同時に 1 人の利用者に対して 30 分未満の訪問看護を行った場合(1 回につき)	2,010 円	201 円
	看護師等が看護補助者と同時に 1 人の利用者に対して 30 分以上の訪問看護を行った場合(1 回につき)	3,170 円	317 円

長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	3,000 円	300 円
特別地域訪問看護加算	当事業所が特別地域に所在する場合	上記基本利用料の15%	左記額の1割
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域(新潟県は全域)において、通常の事業の実施地域以外に居住する利用者へサービス提供した場合	上記基本利用料の5%	左記額の1割
初回加算Ⅰ	新規の利用者へ退院した日にサービス提供した場合	3,500 円	350 円
初回加算Ⅱ	新規の利用者へサービス提供した場合(1月につき)	3,000 円	300 円
退院時共同指導加算	退院又は退所につき1回(特別な管理を必要とする者の場合2回)に限り)	6,000 円	600 円
緊急時訪問看護加算Ⅰ	利用者の同意を得て、利用者又はその家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ、必要に応じて緊急時訪問を行う体制がある場合 緊急時訪問における看護業務の負担軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われている。 (月1回)	6,000 円	600 円
緊急時訪問看護加算Ⅱ	利用者の同意を得て、利用者又はその家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ、必要に応じて緊急時訪問を行う体制がある場合(月1回)	5,740 円	574 円
特別管理加算Ⅰ	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合(1月につき)	5,000 円	500 円
特別管理加算Ⅱ		2,500 円	250 円
専門管理加算	緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合 特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合	2,500 円	250 円

口腔連携強化加算	口腔の健康状態を実施した場合において利用者の同意を得て歯科医療機関及び介護支援専門医に対し、当該評価の結果を情報提供した場合(1月に1回に限り)	500 円	50 円
ターミナルケア加算	利用者の死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合(当該月につき)	25,000 円	2,500 円
遠隔死亡診断補助加算	在宅ターミナルケア加算を算定する患者に対して医師の指示のもと情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が情報通信機器を用いて医師の死亡診断補助を行った場合	1,500 円	150 円
看護・介護職員連携強化加算	当該加算の支援を行った場合(1月に1回に限り)	2,500 円	250 円
看護体制強化加算Ⅰ	当該加算の体制を満たす場合(1月につき)	5,500 円	550 円
看護体制強化加算Ⅱ		2,000 円	200 円
サービス提供体制強化加算Ⅰ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合(1回につき)	60 円	6 円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合(1月につき)	30 円	3 円

【減算】

以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額	
		基本利用料	利用者負担金 (自己負担 1 割)
事業所と同一建物に居住する利用者等へのサービス提供減算	以下のいずれかの利用者にサービスを行う場合 ・事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者 ・同一の建物に居住する利用者 ・一月当たりの利用者が 20 人以上居住する建物の利用者	上記基本部分の 90%	左記額の 1 割
	以下のいずれかの利用者にサービスを行う場合 ・事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者 ・同一の建物に居住する利用者 ・一月当たりの利用者が 50 人以上居住する建物の利用者	上記基本部分の 85%	左記額の 1 割

(2) 介護予防訪問看護の利用料

【基本部分(訪問看護ステーション)】

<保健師、看護師が行う訪問看護>

サービスの内容 1 回あたりの所要時間	基本利用料 ※(注1) 参照	利用者負担金 ※(注2)参照 (自己負担 1 割)
20 分未満	3,030 円	303 円
20 分以上 30 分未満	4,510 円	451 円
30 分以上 1 時間未満	7,940 円	794 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	10,900 円	1,090 円

<理学療法士、作業療法士等が行う訪問>

20 分 1 単位	2,840 円	284 円
40 分 2 単位	5,680 円	568 円

注1: 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

注 2: 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金 (自己負担 1 割)
夜間・早朝、深夜加算	夜間(18 時～22 時)又は早朝(6 時～8 時)にサービス提供する場合	上記基本利用料の 25%	左記額の 1 割
	深夜(22 時～翌朝 6 時)にサービス提供する場合	上記基本利用料の 50%	左記額の 1 割
複数名訪問加算Ⅰ	同時に複数の看護師等が 1 人の利用者に対して 30 分未満の訪問看護を行った場合(1 回につき)	2,540 円	254 円
	同時に複数の看護師等が 1 人の利用者に対して 30 分以上の訪問看護を行った場合(1 回につき)	4,020 円	402 円
複数名訪問加算Ⅱ	看護師等が看護補助者と同時に 1 人の利用者に対して 30 分未満の訪問看護を行った場合(1 回につき)	2,010 円	201 円
	看護師等が看護補助者と同時に 1 人の利用者に対して 30 分未以上の訪問看護を行った場合(1 回につき)	3,170 円	317 円

長時間介護予防訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して 1 時間 30 分以上の訪問看護を行った場合(1 回につき)	3,000 円	300 円
特別地域介護予防訪問看護加算	当事業所が特別地域に所在する場合	上記基本利用料の 15%	左記額の 1 割
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域(新潟県は全域)において、通常の事業の実施地域以外に居住する利用者へサービス提供した場合	上記基本利用料の 5%	左記額の 1 割
初回加算Ⅰ	新規の利用者へ退院した日にサービス提供した場合	3,500 円	350 円
初回加算Ⅱ	新規の利用者へサービス提供した場合(1 月につき)	3,000 円	300 円
退院時共同指導加算	退院又は退所につき 1 回(特別な管理を必要とする者の場合 2 回)に限り)	6,000 円	600 円
緊急時介護予防訪問看護加算Ⅰ	利用者の同意を得て、利用者又はその家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ、必要に応じて緊急時訪問を行う体制がある場合 緊急時訪問における看護業務の負担軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われている。 (月 1 回)	6,000 円	600 円
緊急時介護予防訪問看護加算Ⅱ	利用者の同意を得て、利用者又はその家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ、必要に応じて緊急時訪問を行う体制がある場合(月 1 回)	5,740 円	574 円
特別管理加算Ⅰ	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合 (1 月につき)	5,000 円	500 円
特別管理加算Ⅱ		2,500 円	250 円
専門管理加算	緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合 特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合	2,500 円	250 円
口腔連携強化加算	口腔の健康状態を実施した場合において利用者の同意を得て歯科医療機関及び介護支	500 円	50 円

	援専門医に対し、当該評価の結果を情報提供した場合(1月に1回に限り)		
看護・介護職員連携強化加算	当該加算の支援を行った場合(1月に1回に限り)	2,500 円	250 円
看護体制強化加算 I	当該加算の体制を満たす場合(1月につき)	1,000 円	100 円
サービス提供体制強化加算 I	当該加算の体制・人材要件を満たす場合(1回につき)	60 円	6 円
サービス提供体制強化加算 II	当該加算の体制・人材要件を満たす場合(1月につき)	30 円	3 円

【減算】

以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額	
		基本利用料	利用者負担金 (自己負担1割)
事業所と同一建物に居住する利用者等へのサービス提供減算	以下のいずれかの利用者にサービスを行う場合 ・事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者 ・同一の建物に居住する利用者 ・一月当たりの利用者が20人以上居住する建物の利用者	上記基本部分の90%	左記額の1割
	以下のいずれかの利用者にサービスを行う場合 ・事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者 ・同一の建物に居住する利用者 ・一月当たりの利用者が50人以上居住する建物の利用者	上記基本部分の85%	左記額の1割

(3) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日まで	無料
利用予定日の当日	1,000 円

(4) 支払い方法

上記(1)から(3)までの利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、1ヶ月以内に差し上げます。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の27日(祝休日の場合は翌営業日)に、あなたが指定する口座より引き落とします。(別紙記載)
現金払い	サービスを利用した月の翌月の末日(末日が休業日の場合は直前の営業日)までに、現金でお支払い下さい。
振込み	サービスを利用した月の翌月の末日までに、こちらが指定した口座へ振込みにてお支払い下さい。その際の振込手数料はご負担願います。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに下記の主治医へ連絡を行い、指示を求める等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称	
	氏 名	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名(利用者との続柄)	
	電 話 番 号	

10. 虐待の防止について

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が虐待等に対する調査等に協力するよう努めるものとする。

11. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員(又は地域包括支援センター)及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

12. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	株式会社R&M(アールアンドエム) どんぐり訪問看護ステーション 管理者 服部 倫代 TEL 0259-58-7422
---------	---

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

➤ 佐渡市 高齢福祉課 介護保険係 TEL 0259-63-3790
➤ 新潟県国民健康保険団体連合会 TEL 025-285-3022

13. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問看護職員は次の業務を行うことができませんのであらかじめご了解ください。
 - 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- (2) 訪問看護職員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又は地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。

14. 業務継続計画

災害発生時や感染症流行時には、一時的に休止や縮小した活動を余儀なくされることがあります。利用者様が安心して生活が続けられるよう、さど訪問看護ステーションと連携・協力しサービスを提供致します。